

(1) 国民の権利の保全に関する法制度の整備・運営及び国民の基本的人権の擁護

平成 1 7 年度実績評価実施結果報告書

政策所管部局	民事局		
施策等の名称	登記事務のコンピュータ化		
目 標	基本目標		
	<p>登記情報の電子化により，登記情報の適正な管理が可能になるだけでなく，登記事項証明書等の迅速な交付が可能となるなど利用者の窓口での待ち時間が大幅に短縮される。また，利用者が，登記所に出向くことなく，登記情報にアクセスすることができ，また，自宅近くの法務局において他管轄物件の証明書の取得ができるようになるなどの行政サービスの向上に資することができる。</p> <p>【基準年次：平成 1 3 年度 評価総括年次：平成 1 9 年度】</p>		
	達成目標		
	平成 1 9 年度末を目途に全国の登記所の登記情報の電子化を完了する。		
指標 1	不動産登記：全国の登記簿の総不動産筆個数に対する移行完了筆個数割合	目標値等	不動産登記については，平成 1 9 年度末までに，全国の登記情報の電子化を完了する。
指標 2	商業・法人登記：全国の登記簿の総会社・法人数に対する移行完了会社・法人数割合	目標値等	商業・法人登記については，平成 1 7 年度末までに，登記情報の電子化をおおむね完了する。
基本的考え方	<p>1．課題・ニーズ</p> <p>登記事務に関しては，従来は紙の登記簿等を基にした事務処理であったことなどから，登記簿謄本等の作成・交付に係る事務処理に長時間を要し，利用者から待ち時間の短縮を求められていた。</p> <p>また，登記簿の閲覧においては，登記簿原本を閲覧させるしか方法がなかったため，登記簿の改ざん抜き取りなどの不正事案も後を絶たず，登記事務の信頼性を確保するためにも，改ざんや抜き取り防止対策が急がれていた。</p> <p>加えて，登記簿が紙であったことは，上記の他にも，登記簿を閲覧するためには，当該登記簿を保管している登記所へ赴くしか方法がなく，紙であることの宿命とは言え，国民生活や経済活動の基本インフラであるだけに，信頼性を確保しつつ 利用しやすい仕組みを構築することも課題となっていた。</p> <p>2．目的・意図（当該施策の必要性）</p> <p>登記事務は，国民生活及び経済活動の基本インフラであるので，登記簿の閲覧時における抜き取りや改ざんの防止など，その信頼性を損なう要因を排</p>		

除するとともに、利用者が利用しやすいシステムの提供を実現する。

3. 当該施策の実施方法

紙である登記簿上に記録された情報を電子化することで、コンピュータ上での処理が可能になり、登記情報の閲覧については、電子情報での提供により、抜き取りや改ざん防止を図り、登記制度の更なる信頼性の向上を図ると共に、コンピュータでの高速処理による利用者待ち時間の短縮や、インターネットを介した利用者への登記情報の提供、遠隔地の登記所で登記された物件の証明書を利用者の最寄りの登記所で取得できるようにするなど、登記制度を利用する国民の要望に応えるとともに、登記事務における懸案事項の解決を図る。

このため、不動産登記については、約2億7,000万筆個の物件についての登記情報を順次電子化することとし、平成19年度末までに全国の登記情報の電子化をおおむね完了することとした。また、商業・法人登記については、約350万社の会社・法人の登記情報について、順次電子化を図ることとし、平成17年度末までに登記情報の電子化をおおむね完了することとした。

4. 基本目標と達成目標・指標の関係

上記基本目標を達成するためには、登記情報を電子化することが前提となるので、達成目標を上記のように定めた。

達成目標の達成度については、不動産登記、商業法人登記それぞれに、電子化の移行率を表す上記指標により分析することとした。

目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因	特になし
測定方法等	1. 測定時期：平成18年3月31日 ----- 2. 測定方法等 平成17年度における移行完了率
評価の内容	1. 平成17年度に講じた施策（実施状況） 平成18年3月31日現在 不動産移行完了率 86% 約2億7,000万筆個のうち、平成17年度において約8%をコンピュータ化 商業・法人移行完了率 98% 約350万法人のうち平成17年度において約2%をコンピュータ化 ----- 2. 評価結果 不動産については、平成16年度末までに約78%の電子化移行が完了しているところ、同17年度において約8%の移行を完了し、同年度末時点で

約 86% の移行が完了した。同 16 年度における移行率も約 8% であり、直近 2 年間の移行実績を維持すれば、平成 19 年度末までに、全国の登記情報の電子化が完了する見込みであり、本事業は予定どおり進捗していると評価できる。

商業・法人については、平成 17 年度末までに登記情報の電子化をおおむね完了することを目標にしていたところ、98% 移行が完了した。平成 17 年度末で移行未了となった 2% には、登記所の統廃合が予定されており、このような事情を勘案すると、おおむね登記情報の電子化を完了することができ、指標の目標は達成したと評価できる。

登記情報の電子化移行の進捗により、他の登記所が管轄する登記物件の証明書を取得できる登記所が、平成 16 年度の 499 か所から同 17 年度には 542 か所に拡大するとともに、登記所に赴くことなくアクセスすることのできる登記情報も約 2,160 万筆個分増加し、登記情報を利用する国民の利便性を増すという観点からも有効である。

今後は、達成目標である平成 19 年度末までに登記情報の電子化を完了するために引き続き電子化移行未了部分の電子化に取り組むと共に、僅かに未了となっている商業・法人登記情報の電子化にも取り組み、平成 19 年度末までには不動産登記情報及び商業・法人登記情報の電子化を完了する見込みである。

見直しの有無	特になし
学識経験を有する者の知見の活用	特になし
備考	

平成 17 年度実績評価実施結果報告書

政策所管部局	大臣官房司法法制部		
施策等の名称	外国法事務弁護士の在り方		
目 標	基本目標		
	国民等が享受する外国法事務サービスの向上 【基準年次・評価総括年次：平成 17 年度】		
	達成目標		
	外国法事務弁護士の質を保ちながら数を増やす。		
	指標 1	外国法事務弁護士の増加	目標値等
指標 2	承認取消者の数	目標値等	承認取消者数ゼロの維持
基本的考え方	<p>1．課題・ニーズ</p> <p>外国法事務弁護士の現登録者数の不足は、国内の涉外法律事務所及び一部の外国法事務弁護士事務所が市場をほぼ独占する寡占状態を招き、外国法事務弁護士間のビジネス上の競争環境がないことから法律サービスの質が向上しない等、依頼者である国民にとって不利益な状況が生じる蓋然性が高い。</p> <p>そこで、司法法制全般を所掌し、「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法」(以下「外弁法」という。)を所管する司法法制部としては、同法の目的の一つである涉外的法律事務サービスの供給の安定を図るため、具体的には、国民等による外国法に係る法律事務を依頼する際の選択肢の増加、国民等が享受する外国法律事務サービスの質の向上の要請に応えるために、外国法事務弁護士の登録者数を増加させることが課題となっている。</p> <p>2．目的・意図(当該施策の必要性)</p> <p>我が国における涉外的法律事務を安定させるとともに、外国における日本法に関する法律事務を充実させるため、昭和 61 年 5 月、外弁法を制定し、外国の弁護士となる資格を有する者が、その資格を根拠として新たな資格試験等を課されることなく、我が国において外国法に関する一定の法律事務を取り扱うことができることとした。</p> <p>外国法事務弁護士制度は、外国弁護士を受け入れることによって、我が国における外国法に関する法律サービスの質及び量を向上させ、我が国に居住する者及び我が国で活動する企業の涉外的法律関係において紛争を未然に防止し、あるいは紛争を早期・適切に解決し、その法律関係を安定させることを目的の一つとするものである。</p> <p>3．当該施策の実施方法</p> <p>外国法事務弁護士となるためには、法務大臣による承認と日本弁護士連合会の名簿への登録が必要とされる。</p>		

そこで、外国法事務弁護士となる資格の承認審査に関する事務を遂行する際には、事前相談及び予備審査制度を積極的に活用し、申請者の負担軽減、承認申請手続の円滑化、承認までの期間の短縮化を図ることにより、ひいては外国法事務弁護士の登録者数を年々着実に増加させるべく努めている。

4. 基本目標と達成目標・指標の関係

外国法事務弁護士の現登録者数の増加は、我が国における外国法に関する法律サービスの供給量が増加していることの証左となり、基本目標を達成するための重要な要素となるので、上記達成目標とした。

また、達成目標の達成度については、まず第1に、現登録者数の前年度からの増加を成果指標とした。また、承認取消者がいないことは、これまでの資格審査が適正であったことを示すものであり、登録後もその業務内容を把握することに努めてきた成果であり、外国法事務弁護士の質を保っていることの証左となり得ることから、承認取消者数を第2の指標とした。

目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因

景気動向、為替動向、市場企業活動のグローバル化といった要因は、民間企業等の海外設備投資の増減、生産業を中心とした輸出関連収益の増減など企業活動に大きな影響を与え、これに伴って渉外的法律事務サービスの需要も変動するものと考えられる。

測定方法等

1. 測定時期：平成18年3月31日

 2. 測定方法等
 指標1「外国法事務弁護士の増加」については、平成16年度末における登録者数から平成17年度末の現登録者数の変化を測定する。
 指標2については、平成17年度中における承認取消者数を測定する。

評価の内容

1. 平成17年度に講じた施策(実施状況)

(1) 事前相談事務等
 事前相談件数 1045件(同一人に対する複数相談を含む。)
 予備審査受理 47人

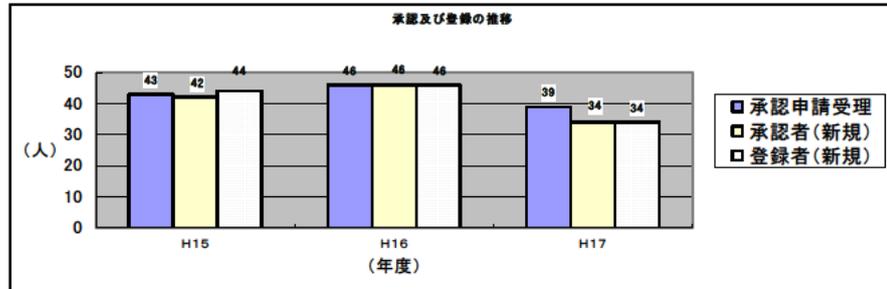
(2) 承認事務等
 承認申請受理 39人(前年度比15.2%減)
 承認(新規) 34人(同26.1%減)
 登録(新規) 34人(同26.1%減)
 現登録者数 241人(同2.1%増)
 総承認者数 534人(前年度から34人増)
 総登録者数 521人(同34人増)

別添「外国法事務弁護士の承認及び登録に関する状況」1及び2のとおり
 「外国法事務弁護士の承認及び登録に関する状況」1

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
--	--------	--------	--------

承認申請受理	43	46	39
承認者(新規)	42	46	34
登録者(新規)	44	46	34

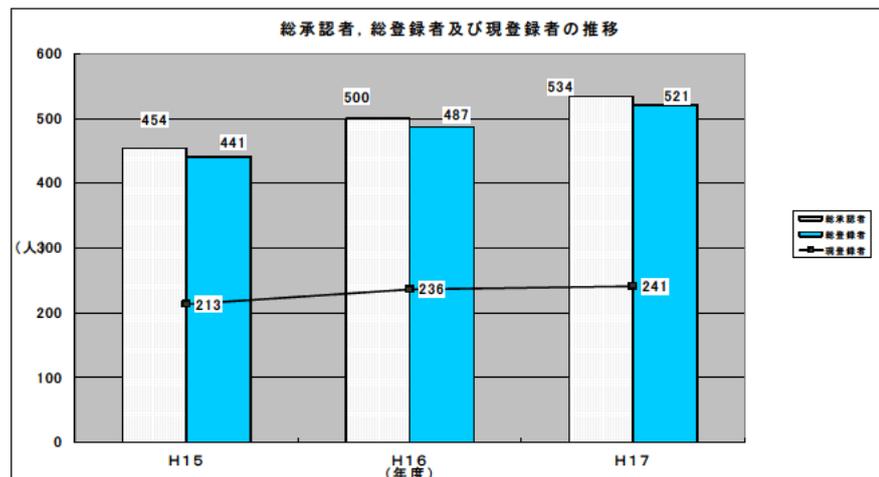
(注) 各人数は、各年度末現在におけるもの。



「外国法事務弁護士の承認及び登録に関する状況」 2

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
総承認者	454	500	534
総登録者	441	487	521
現登録者	213	236	241

(注) 各人数は、各年度末現在におけるもの。



「外国法事務弁護士の承認取消者数に関する状況」

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
承認取消者	0	0	0
総承認取消者	0	0	0

(注) 各人数は、各年度末現在におけるもの。

(3) 承認審査事務処理の迅速性の維持

承認審査事務の処理については、行政手続法に基づき、処理期間を2か月以内とする基準を遵守し、迅速に処理されている。

なお、承認審査事務処理の迅速性の維持は、外国法事務弁護士の増加の要因の一つになり得るとともに、申請者の負担軽減の観点からも、今後も引き続き承認審査事務の迅速性を維持していく必要がある。

(4) 関連法令の改正作業

外弁法を所管する当部は、司法制度改革推進本部による改正外弁法の立案作業に協力してきたところであるが、平成15年7月18日、外弁法の改正を含む司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律が可決成立し、同月25日に公布された。

今回の外弁法改正の主要部分である外国法事務弁護士と弁護士との共同事業の自由化及び外国法事務弁護士による弁護士の雇用解禁等については、平成17年4月1日に施行された。今回の改正によって、外国法事務弁護士と弁護士とが多様な形態で提携・協働して、日本法と外国法を含む、国際化時代の法的需要を十分に満たすことのできる質の高い包括的・総合的な法律サービスが提供できる環境が整備され、利用者のニーズによりの確に応えることが可能となった。

2. 評価結果

平成17年度の外国法事務弁護士の現登録者数は、前年度の236人から2.1%増加して241人となった。昨年度の10.8%増と比較して微増ではあるが、現登録者数は着実に増加しており、外国法事務サービスの供給量が増加し、結果として国内外のニーズに応えるものとなったと評価することができる。また、承認取消者数ゼロを維持することができたことは、これまでの資格審査事務が適正であったことを示すものであるとともに、登録後も外弁法施行規則第9条第2項に定められている外国法事務弁護士の承認基準を維持しているか等につき、2年ごとに一定事項の報告を求める2年次報告書等によりその業務内容を把握することに努めてきた成果であり、外国法事務弁護士の質を保ちながら数を増やすという達成目標を達成する結果となった。これによって、基本目標である「国民等が享受する外国法事務サービスの向上」に貢献し、したがって、本施策の有効性が認められるものであるから引き続き実施する必要がある。

今後も、社会、経済活動の国際化に伴い、国民等が享受する外国法事務サービスを供給することのできる司法的なインフラとして、外国法事務弁護士に対するニーズの継続的な増加が見込まれるところ、本施策の有効性が認められるため本施策を実施し、外国法事務弁護士制度の整備、拡充を図っていく必要がある。

見直しの有無	特になし
学識経験を有する者の知見の活用	
備考	

平成17年度実績評価実施結果報告書

政策所管部局	大臣官房司法法制部			
施策等の名称	債権管理回収業の監督			
目 標	基本目標			
	債権管理回収業における債権管理回収行為等の適正が確保される。 【基準年次・評価総括年次：平成17年度】			
	達成目標			
	債権回収会社の違法・不当な業務による国民被害を未然に防止するとともに、暴力団等反社会的勢力の参入を排除する。			
	指標1	苦情申立ての状況(苦情率) (苦情率 = 年間苦情受付件数 ÷ 営業会社数 × 100)	目標値等	対前年減
	指標2	債権回収会社に対する立入検査の実施状況(実施率)	目標値等	対前年増
	指標3	債権回収会社に対する立入検査で指摘した事項の改善状況	目標値等	-
	参考指標1	回収先(債務者)ヒアリングによる回収状況把握		
参考指標2	債権管理回収業の営業許可審査件数			
参考指標3	債権回収会社に対する行政処分の件数			
基本的考え方	<p>1. 課題・ニーズ</p> <p>我が国の経済の健全な発展のため、金融機関等が抱える膨大な不良債権を迅速かつ円滑に処理しなければならない。</p> <p>2. 目的・意図(当該施策の必要性)</p> <p>(1) これまで弁護士にしか許されていなかった債権回収業を、法務大臣による許可制を採ることにより民間業者に解禁し、債権回収の分野に民間活力を導入することで不良債権等の処理を促進する。</p> <p>(2) 債権回収の分野には暴力団員、事件屋等の反社会的勢力が深く関与していた実態にかんがみ、許可に当たり、暴力団員等の反社会的勢力の参入を排除する。</p> <p>(3) 許可業者(債権回収会社)の違法・不当な回収行為により債務者等が損害を受けることを防止するなど債務者等の保護を図るため、許可業者に対して行為規制を課すとともに十分な監督を行い、業務の適正な運営を確保する。</p> <p>3. 当該施策の実施方法</p> <p>債権回収会社による違法・不当な回収行為により債務者が被害を受けることなどを防止するとともに、債権管理回収業への暴力団員等の反社会的勢力の参入を排除するための施策として、申請会社に対する許可審査及び債権回</p>			

収会社に対する立入検査並びに回収先（債務者等）に対するヒアリングを実施するとともに、債務者等からの苦情があった場合には調査を行い、債権回収会社に違法・不当な回収行為が見られた場合には、適切に業務改善命令などの行政処分措置を講じ、債権管理回収業における債権回収行為等の適正を確保する。

4．基本目標と達成目標・指標の関係

不良債権の処理を促進することにより金融機関等による資金供給の円滑化を図り、国民経済の健全な発展に資するため、債権管理回収業における債権管理回収行為等の適正を確保するという基本目標を達成するためには、債権回収会社が違法・不当な業務を行い、そのために国民が被害を受けることのないようにしなければならないとともに、暴力団等反社会的勢力が参入することも排除しなければならないので、上記達成目標とした。

また、達成目標の達成度を測定するため、

- (1) 成果指標として、法務省に対する債務者等からの苦情申立ての状況としての苦情率を用い、その増減により目標の達成度を評価する
- (2) 結果指標として、債権管理回収業の営業許可に当たっての審査件数、債権回収会社に対する立入検査の実施状況（立入検査実施率）、苦情受付件数、回収先（債務者）に対するヒアリングの実施件数及び債権回収会社に対する法務大臣の行政処分（業務改善命令等）の件数を用いる
- (3) 評価に当たり、苦情申立ての状況（苦情率）については、苦情として表面化しない潜在的な問題の有無を把握する手段として、債権回収会社の回収先（債務者）に対するヒアリングを実施した結果内容により補完するとともに、監督状況を示す立入検査の実施率、債権管理回収業の営業許可審査件数の増加を並行モニタリングする。また、債権回収会社に対する行政処分の件数についても、監督を適切に実施しているかどうかを示す指標である立入検査の実施率及び苦情申立状況を並行モニタリングをし、これらの指標の増減推移を総合的に判断して評価する
- (4) 以上の定量的な指標のほか、債権回収会社に対して前回の立入検査で指摘した事項については、次回の立入検査までに十分な改善措置が執られており、再び同様の問題点は指摘されないことなどについても定性的な情報として評価することとした。

目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因

該当なし

測定方法等

1．測定時期：平成18年3月31日

2．測定方法等

指標 1 については、法務省が受け付けた債務者等からの苦情件数を営業会社数で割った苦情率を算出する。

指標 2 については、立入検査を実施した会社数を営業会社数で割った立入検査実施率を算出する。

指標 3 については、債権回収会社に対する立入検査の際に指摘した事項の改善状況について分析する。

参考指標 1 については、回収先（債務者）に対する回収状況についてのヒアリング内容を分析する。

参考指標 2 については、平成 17 年度中の債権管理回収業の営業許可審査件数を測定する。

参考指標 3 については、平成 17 年度中における債権回収会社に対する行政処分の件数を測定する。

評価の内容 1. 平成 17 年度に講じた施策（実施状況）

(1) 苦情申立ての状況

債権回収会社の回収行為等に関して、債務者等の関係者から苦情の申立てや情報提供を受け付けることにより、回収行為の状況等を把握している。

苦情の申立て等があった場合には、事実関係を調査の上、必要に応じて立入検査を実施し、立入検査の結果等によっては、業務改善命令などの処分を行う。

区分 \ 年度	15 年	16 年	17 年
苦情の申立て件数	48 件	51 件	53 件
(内訳)			
行為規制に関するもの	42 件	43 件	44 件
行為規制以外に関するもの	2 件	8 件	6 件
その他	4 件	0 件	3 件

区分 \ 年	15 年	16 年	17 年
苦情率	56.5%	56.0%	55.8%

(注) 苦情率 (年間苦情受付件数 ÷ 営業会社数 × 100)

(2) 債権回収会社に対する行政処分の件数

債権回収会社の業務の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、債権回収会社に対して業務の改善に必要な措置を執るべきことを命ずることができる（業務改善命令）。また、債権回収会社が債権管理回収業に関し、著しく不当な行為をしたときなどは、営業の許可を取り消し、又は業務の停止を命ずることができる（許可取消し、業務停止命令）。

区分 \ 年度	15 年	16 年	17 年
行政処分の件数	1 件	0 件	0 件

(3) 債権管理回収業の営業許可審査件数

債権管理回収業の許可については、暴力団員等がその事業活動を支配すること、役員等に暴力団員等が含まれていることなどを欠格要件としており、暴力団員等の参入を排除している。

区分 \ 年度	15年	16年	17年
営業許可審査件数	11件	11件	8件
審査件数(累計)	87件	98件	106件

(4) 債権回収会社に対する立入検査の実施状況

債権回収会社の業務の実態を的確に把握し、適時・適切な指導・監督を行うことにより、債権回収会社の適正な業務の運営を確保することを目的として定期的に立入検査を実施している。

区分 \ 年度	15年	16年	17年
実施会社数	31件	34件	36件
営業会社数	85件	91件	95件
実施率	36.5%	37.4%	37.9%

(注) 実施率(実施会社数÷営業会社数×100)

(5) 回収先に対するヒアリング実施件数(累計)

債権回収会社の回収状況について調査をする必要がある場合には、回収先(債務者)の協力を得てヒアリングを実施し、債権回収会社による違法・不当な回収行為が行われていないかどうか等を調査している。

区分 \ 年度	15年	16年	17年
ヒアリング実施件数	178件	224件	279件

2. 評価結果

債権管理回収業の許可審査件数は106件で、前年度(98件)に比較して8件増加した。

苦情申立て件数は53件で、前年度(51件)に比較して2件増加しているものの、成果指標である「苦情率」は55.8%で、前年度(56.0%)に比較して0.2ポイント減少し、指標1の目標値である「対前年減」を達成した。

立入検査の状況を示す「実施率」は37.9%で、前年度(37.4%)に比較して0.5ポイント増加し、指標2の目標値である「対前年増」を達成したほか、ヒアリング実施件数は279件で、前年度(224件)に比較して55件増加したが、その結果についても特に問題になる事項は認められなかった。

	<p>前回の立入検査で指摘した事項の改善状況は、指標3として達成状況を評価することとしているが、個別の改善の状況により達成状況を判断するという点で、目標値は設定されていないところ、指摘事項についてはそれぞれ改善措置が執られ、妥当な業務が行われており、特に問題となる事項は認められず、業務改善命令等の行政処分も皆無であったので、指標3についても良好な結果を得られた。</p> <p>以上の結果、債権回収会社に対する立入検査の実施率及び債務者に対する回収状況ヒアリングの実施件数がいずれも増加して、債権回収会社に対する監督が適切かつ効率的に行われた結果、債権回収会社に対する苦情率が減少したほか、立入検査で指摘した事項の改善も適切に行われており、業務改善命令等の行政処分は皆無であるなど、債権回収会社の適正業務が確保されたことにより、債権回収会社の違法・不当な業務による国民被害を未然に防止するとともに、暴力団等反社会的勢力の参入を排除するという所期の目的を達成し、債権管理回収業における債権管理回収行為等の適正が確保されたことから、本施策は有効であったものと認められ、今後も引き続き実施する必要がある。</p>
見直しの有無	特になし
学識経験を有する者の知見の活用	
備考	

平成 17 年度実績評価実施結果報告書

政策所管部局	人権擁護局
施策等の名称	人権侵犯事件の適正な調査・対応
目 標	基本目標
	人権侵害による被害が救済され，予防される。 【基準年次・評価総括年次：平成 17 年度】
	達成目標 1
	女性に対する人権侵犯事件への取組（調査・対応）強化
	指 標 人権侵犯事件の取扱件数 目標値等 対前年増
	達成目標 2
	子どもに対する人権侵犯事件への取組（調査・対応）強化
	指 標 人権侵犯事件の取扱件数 目標値等 対前年増
	達成目標 3
	インターネット上における人権侵犯事件への取組（調査・対応）強化
指 標 人権侵犯事件の取扱件数 目標値等 対前年増	
基本的考え方	<p>1．課題・ニーズ</p> <p>我が国の人権状況をみると，女性，子ども，高齢者，障害のある人，同和問題，外国人，H I V感染者，ハンセン病患者等の問題や，最近では，インターネット上における差別・プライバシー侵害など，なお様々な人権侵害事件が発生している。</p> <p>特に，女性や子どもをめぐっては，配偶者・パートナーからの暴力や児童虐待が大きな社会問題となっており，悪質な事案も少なくない。インターネット上における差別・名誉プライバシー侵害等も，その匿名性の故に陰湿化し，被害が容易に拡大する傾向にある。</p> <p>しかし，かかる人権侵害の被害者は，社会的弱者であったり，救済のための技術的知識を欠くため，問題が，暗数化・潜在化するおそれがある。</p> <p>2．目的・意図（当該施策の必要性）</p> <p>人権侵害の被害者を実効的に救済し，また，今日の幅広い人権救済の要請に応えるためには，事後的な救済としての性格を主に有する司法的救済のみならず，行政において，簡易・迅速・柔軟な救済措置を講じることが必要である。</p> <p>そして，暗数化・潜在化するおそれが高い被害者等にかかる人権侵犯事件について調査・対応を適正に実施する必要がある。</p> <p>3．当該施策等の実施方法</p> <p>法務省の人権擁護機関では，人権侵犯事件の調査・対応によって，人権侵害の被害者の迅速，柔軟な救済と予防に努めることとして，それらの調査・対応が適正かつ迅速に行われるために，職員や人権擁護委員に対する研修の</p>

	<p>充実を図り、特に、暗数化・潜在化するおそれが高い被害者等にかかる人権侵害事件の調査・対応については、重点的に取り組むこととしている。</p> <p>4．基本目標と達成目標・指標の関係</p> <p>基本目標である「人権侵害による被害が救済され、予防される」を達成するためには、まずもって人権擁護機関における人権侵害事件に対する調査・対応を行う体制を確固たるものとする必要があるのは当然であるが、とりわけ、暗数化・潜在化するおそれが高い被害者にかかる人権侵害事件への取組を強化することは、当該基本目標を達成する上で、重要な取組であるといえる。</p> <p>そこで、上記取組の達成度を測る指標として、「女性に対する人権侵害事件」、「子どもに対する人権侵害事件」及び「インターネット上における人権侵害事件」の取扱件数を指標とした。</p>
<p>目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因</p>	<p>国民の人権感覚や規範意識を含む様々な社会情勢の変化</p>
<p>測定方法等</p>	<p>1．測定時期：平成18年3月30日</p> <p>2．測定方法等</p> <p>平成17年中に取り扱った「女性に対する人権侵害事件」「子どもに対する人権侵害事件」及び「インターネット上における人権侵害事件」の取扱件数を、前年における同種件数と比較し、施策の効果を評価することとする。</p>
<p>評価の内容</p>	<p>1．平成17年度に講じた施策（実施状況）</p> <p>平成16年4月1日施行の「人権侵害事件調査処理規程」に基づき、被害者からの申告を受けた場合には、速やかに救済手続を開始し、また、被害救済のための柔軟かつ適正な措置を講ずるように努めた。</p> <p>人権侵害事件の調査等の業務遂行に必要な専門的知識及び技量を習得させるため、人権擁護事務に携わる職員及び人権擁護委員を対象とする研修を充実させるように努めた。</p> <p>そして、配偶者暴力（DV）や児童虐待事案については、早期発見、早期対応、児童相談所等の関係諸機関との連携強化、アフターケアが特に重要であることから、研修参加者に対してこれらの周知・徹底に努めた。</p> <p>平成16年10月、プロバイダ制限責任法ガイドライン等検討協議会により「プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」が改訂され、法務省の人権擁護機関からインターネット上の人権侵害情報の削除依頼を受けた際のプロバイダによる削除手続が整備されたことから、これを積極的に活用するよう努めた。</p> <p>女性を被害者とする人権侵害事件の取扱（処理）件数</p>

	暴行・虐待	強制・強要	セクハラ	差別待遇	ストーカー	合計
平成17年	3,353	3,076	598	71	282	7,380
平成16年	3,298	2,651	608	115	307	6,979
差	55	425	10	44	25	401

子どもを被害者とする人権侵犯事件の取扱（処理）件数

	暴行・虐待	強制・強要	児童買春	いじめ・体罰等	合計
平成17年	486	164	3	1,486	2,139
平成16年	567	146	3	1,254	1,970
差	81	18	0	232	169

インターネット上における人権侵犯事件取扱（処理）件数

	件数
平成17年	289
平成16年	218
差	71

（注）人権侵犯事件の取扱件数は、前年からの継続件数、救済手続を開始した時点を捉えて集計する「救済手続開始件数」と、終局的な対応を行った時点を捉えて集計する「処理件数」で把握しているところ、本施策の達成度を分析するためには「処理件数」によることが妥当であるため、「処理件数」に基づき、施策の実施状況を分析したものである。

2. 評価結果

平成17年中の人権侵犯事件の取扱（処理）総数は対前年比1,615件増の23,994件となっており、そのうち、女性を被害者とするものは7,380件であり、前年より401件増加している。その内訳は、暴行・虐待3,353件、強制・強要3,076件、セクシャルハラスメント598件などとなっている。

また、子どもを被害者とするものは2,139件であり、前年と比較すると169件増加している。その内訳は、暴行・虐待486件、強制・強要164件、いじめ・体罰等1,486件などとなっている。

インターネットに関する人権侵犯事件は289件であり、前年度より71件増加している。

以上の結果、本施策の達成度を測る三つの指標のすべてにおいて、前年数を上回っていたので、施策の目標は達成できたと評価できる。

（注）「いじめ」とは、いじめに対する学校側の不適切な対応等の事案であり、いじめを行った本人を相手方とするものではない。

見直しの有無 無

学識経験を 有する者の 知見の活用	なし
備考	

平成 17 年度実績評価実施結果報告書

政策所管部局	人権擁護局			
施策等の名称	人権相談の充実			
目 標	基本目標			
	人権問題について、相談を通じて、相談者の抱えている問題状況が改善される。			
	【基準年次・評価総括年次：平成 17 年度】			
	達成目標 1			
	女性をめぐる人権問題について気軽に相談できる体制の整備			
	指標	専用相談電話「女性の人権 ホットライン」における相 談件数	目標値等	対前年増
	達成目標 2			
	子どもをめぐる人権問題について気軽に相談できる体制の整備			
	指標	専用相談電話「子どもの人 権 110 番」における相談 件数	目標値等	対前年増
	達成目標 3			
日本に居住する外国人が気軽に相談できる体制の整備				
指標	「外国人のための人権相談 所」における相談件数	目標値等	対前年増	
基本的考え方	<p>1．課題・ニーズ</p> <p>我が国の人権状況をみると、女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人、H I V感染者、ハンセン病患者等の問題や、最近では、インターネット上における差別・プライバシー侵害など、なお様々な人権侵害事件が発生している。</p> <p>特に、女性や子どもをめぐるっては、配偶者・パートナーからの暴力や児童虐待が大きな社会問題となっており、悪質な事案も少なくない。また、国籍や人種を理由とするアパートへの入居拒否などの差別事案も認められる。</p> <p>しかし、かかる女性や子ども、外国人等の被害者は、社会的弱者であったり、我が国の法制度に疎いなどの問題があるため、こうした人権問題が、暗数化・潜在化するおそれがある。</p> <p>2．目的・意図（当該施策等の必要性）</p> <p>人権相談は、適切な助言等を通じて、人権侵害の発生や拡大を防止し、当事者による紛争解決を促すなど、それ自体が有効な救済手法であるとともに、人権侵犯事件として救済手続を開始する端緒として重要である。</p> <p>3．当該施策等の実施方法</p>			

	<p>女性，子ども及び外国人の人権問題に重点的に取り組むため，女性及び子どもに対する相談体制として，専用相談電話の整備，外国人のための相談体制として，英語・中国語等による人権相談所の開設をそれぞれ行うとともに周知を図る。</p> <p>4．基本目標と達成目標・指標の関係</p> <p>基本目標である「人権問題について，相談を通じて，相談者の抱えている問題状況が改善される」を達成するためには，まず相談者が相談できる体制が整備されている必要があるが，一般的に弱い立場にあり相談者も多いと思われる女性や子ども，また，日本語による意思疎通に難がある外国人に特化した相談体制の整備は，効率的な相談体制の整備といえ，この目標を達成することは基本目標の達成に大きく寄与すると言える。また，各相談することのできる体制の整備が充実すれば，相談を受ける件数も増加すると考えられるので，相談件数を指標とした。</p>
<p>目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因</p>	<p>国民の人権感覚や規範意識を含む様々な社会情勢の変化</p>
<p>測定方法等</p>	<p>1．測定時期：平成18年3月30日</p> <hr/> <p>2．測定方法等</p> <p>人権侵犯の被害者は，一般的に弱い立場におかれている場合が多く，誰かに相談をしたいと望んでいても，思い切って相談をすることができない人たちが多数存在するおそれが認められる。</p>
<p>評価の内容</p>	<p>1．平成17年度に講じた施策（実施状況）</p> <p>相談窓口への女性の職員及び人権擁護委員の配置の推進，全国の法務局・地方法務局に設置されている女性の人権問題に関する専用相談回線「女性の人権ホットライン」の周知。</p> <p>人権擁護委員の中から任命される子どもの人権専門委員の相談活動への積極的な活用及び全国の法務局・地方法務局に設置されている子どもの人権問題に関する専用相談回線「子どもの人権110番」の周知。</p> <p>「外国人のための人権相談所」の周知</p> <p>「女性の人権ホットライン」に寄せられた相談件数は24,321件であり，前年より2,587件減少している。その内訳は，暴行・虐待2,285件，強制・強要2,758件，セクシャルハラスメント705件，ストーカー286件などとなっている。</p> <p>また，「子どもの人権110番」に寄せられた相談件数は9,127件であり，前年より1,008件増加している。その内訳は，暴行・虐待344件，いじめ1,175件，体罰等1,175件などとなっている。</p> <p>外国人のための人権相談所に対する相談件数は，437件であり，前年よ</p>

りも 136 件減少している。

「女性の人権ホットライン」における相談件数

	暴行・虐待	強制・強要 (セクハラ・ストーカーを除く)	セクハラ	ストーカー	その他	合計
平成17年	2,285	2,758	705	286	18,287	24,321
平成16年	2,478	3,086	694	425	20,225	26,908
差	193	328	11	139	1,938	2,587

「子どもの人権110番」における相談件数

	暴行・虐待	いじめ	体罰	その他	合計
平成17年	344	1,175	1,175	6,433	9,127
平成16年	333	1,052	1,091	5,643	8,119
差	11	123	84	790	1,008

「外国人のための人権相談所」における相談件数

	件数
平成17年	437
平成16年	573
差	136

2. 評価結果

人権相談数の増減に対し、専用相談電話制度および特設相談所制度の周知のみが直接影響を及ぼすものではないが、「子どもの人権110番」については、相談件数が増加しており、積極的に周知を行うことによって、他人に悩みを相談することをちゅうちょしがちな子どもにも、気軽に相談することのできる環境を設定・提供することができ評価することができる。

これに対し、「女性の人権ホットライン」及び「外国人のための人権相談所」における相談件数が減少していることに照らすと、人権相談体制を整備しているにもかかわらず、その存在及び対応内容が十分に周知されていないおそれがある。

達成目標の達成度を3つの指標により測定したが、そのうち2つの指標で目標値を達成しておらず、部分的には有効であったものの、全体としては十分に有効であったとは認められない。

	<p>人権侵犯事件が増加していることを考えると、人権相談体制が社会にとって必要であることは明白であるが、女性、外国人の相談件数がなぜ増加しないのか、相談体制の周知方法、相談体制に対する不安の払拭などについて問題がないのか等について検討を行い、それらを基に、よりいっそう相談しやすい環境の構築に努力し、潜在化している人権侵犯事件を掘り起こすとともに、相談を通じて相談者が抱えている人権侵害問題の解決を図るため、引き続き本施策の推進を図ることが必要である。</p>
見直しの有無	特になし
学識経験を有する者の知見の活用	なし
備考	

平成 17 年度実績評価実施結果報告書

政策所管部局	人権擁護局			
施策等の名称	人権啓発活動の推進			
目 標	基本目標			
	人権尊重について国民の理解が深まる。 【基準年次：平成 17 年度 評価総括年次：平成 17 年度】			
	達成目標 1			
	人権啓発活動ネットワークを全国に整備する。			
	指標	全市町村数に対するネットワーク参加市町村数の割合	目標値等	対前年度増
	達成目標 2			
	全国中学生人権作文コンテストの参加者がより多くなるようにする。			
指標 1	全中学生数に対するコンテスト応募者数の割合	目標値等	対前年度増	
指標 2	全中学校数に対するコンテスト応募中学校数の割合	目標値等	対前年度増	
基本的考え方	<p>1．課題・ニーズ</p> <p>最近、物質的な豊かさのみを追い求め、心の豊かさをはぐくむことに関心を持たない風潮や、他人への思いやりの心が薄れ、自己の権利のみを主張する傾向が見受けられる。また、児童、高齢者、障害のある人への虐待、配偶者・パートナーからの相手に対する暴力、子どもを被害者とする殺傷事件といった、残忍で人の生命を軽んずるような痛ましい事案が多発するなど憂慮すべき状況にあり、様々な人権問題も生じている。</p> <p>すべての人々が人権を享有し、平和で豊かな社会を実現するためには、自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、人権を相互に尊重し合うことが求められている。</p> <p>2．目的・意図（当該施策等の必要性）</p> <p>人権が共存する人権尊重社会を実現するためには、国民の一人一人が人権尊重の理念を正しく理解することが重要である。このために、人権啓発の果たす役割は極めて大きいことから、各実施主体は、地道にねばり強く啓発を続けていく必要があるとともに、各実施主体がそれぞれの役割を踏まえながら、連携・協力して啓発を推進する必要がある。</p> <p>法務省としては、実施主体間の連携・協力を図る上で中心的役割を果たすべく、国、地方公共団体及び人権擁護委員組織体等が連携するための横断的な組織として、平成 10 年度から人権啓発活動ネットワークの構築を進めて</p>			

おり，これを更に整備・発展させ，人権啓発を一層効果的かつ総合的に実施しなければならない。

また，対象者の発達段階に応じ，適切な啓発手法を選択するなど，人権啓発にさまざま創意工夫を凝らし，地道にねばり強く国民一人一人の心に訴える人権啓発を続けることにより，人権尊重思想の普及高揚を図っていかなければならない。

3．当該施策等の実施方法

人権を尊重することの重要性を認識してもらうため，以下の人権啓発活動を実施する。

(1) 多様な主体が連携協力するための人権啓発活動ネットワークの充実強化を図る。

(2) 次代を担う中学生を対象に，全国中学生人権作文コンテストを実施する。

4．基本目標と達成目標・指標の関係

人権啓発を更に効果的なものにしていくためには，それぞれの主体における実施体制の整備に合わせ，多様な主体が連携協力して，人権啓発活動を総合的，効果的かつ効率的に実施することが有効であるので，1番目の達成目標である「人権啓発活動ネットワークを全国に整備する」ことは，基本目標である「人権尊重についての国民の理解が深まる」ための重要な取組といえる。この達成度については，ネットワーク整備の進捗度で評価するため，全市町村数に対するネットワーク参加市町村数の割合を指標とした。

また，全国中学生人権作文コンテストは，次代を担う中学生に，人権問題についての作文を書いてもらうことにより，人権尊重の重要性，必要性についての理解を深めるとともに，豊かな人権感覚を身に付けてもらう機会となるものであるので，2番目の達成目標である「全国中学生人権作文コンテスト参加者がより多くなるようにする」ことは，基本目標を達成するための重要な取組といえる。この達成度については，いかに多くの中学生に人権問題について考えてもらう機会を作ったかということで評価するため，全中学生数に対するコンテスト応募者数の割合及び全中学校数に対するコンテスト応募中学校数の割合を指標とした。

目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因

国民の人権感覚や規範意識を含む様々な社会情勢の変化

測定方法等

1．測定時期：平成18年3月31日

2．測定方法等

1 人権啓発活動ネットワーク（達成目標1）について

全市町村数に対するネットワーク参加市町村数の割合を前年度実績と比

較する。

2 全国中学生作文コンテスト（達成目標2）について

(1) 全中学生数に対する全国中学生人権作文コンテスト応募者数の割合を前年度実績と比較する。

(2) 全中学校数に対する全国中学生人権作文コンテスト応募中学校数の割合を前年度実績と比較する。

評価の内容

1. 平成17年度に講じた施策（実施状況）

1 人権啓発活動ネットワークの整備

平成17年度に新たに13の人権啓発活動地域ネットワーク協議会を設置し、市町村に対し人権啓発活動ネットワークへの参加を呼びかけた。

平成16年度及び平成17年度末におけるネットワーク協議会数及び市町村の参加状況は以下のとおりである。

	都道府県ネットワーク数	地域ネットワーク数	都道府県ネットワーク参加市町村数	地域ネットワーク参加市町村数	、のいずれかに参加している市町村数	全市町村数	参加割合(%) (/)
平成16年度	50	154	168	1,747	1,797	2,546	70.6
平成17年度	50	167	126	1,489	1,514	1,844	82.1

2 全国中学生人権作文コンテストの実施について

法務局及び地方法務局において、教育委員会や中学校に対して募集に関する取組を積極的に行ったところ、平成17年度は、全国の中学校の51.1%に当たる6,149校から、日常の家庭生活、学校生活等の中で得た経験をもとに、基本的人権を守ることの重要性についての考えをまとめた773,178編という多数の作文の応募があった。

平成16年度及び平成17年度の実施状況は以下のとおりである。

	応募者数	全中学生数	参加割合(%) (/)	応募中学校数	全中学校数	参加割合(%) (/)
平成16年度	755,390	3,685,397	20.5	5,762	12,101	47.6
平成17年度	773,178	3,649,069	21.2	6,149	12,037	51.1

内容について分類すると、「いじめ」に関する作文が応募総数全体の22.9%（177,274編）を占め、中学生にとっていじめが極めて身近で重大な人権問題として意識され、今なお深刻な状況にあることがうかがえる。

また、次に多いのが、障害のある人の人権問題を扱った作文で、応募総数の14.4%（111,373編）を占め、依然として高位に推移している。障害

のある人の人権問題も中学生にとって身近な人権問題として意識されていることがうかがえる。

平成16年度及び平成17年度の内容の分類は以下のとおりである。

内容	第24回(平成16年度)		第25回(平成17年度)	
	応募数	構成比(%)	応募数	構成比(%)
女性問題 (男女共同参画)	13,483	1.8	15,114 (4,960)	2.0 (0.6)
子どもに関する問題 (いじめ) (児童虐待)	202,222	26.8	217,800 (177,274) (14,397)	28.2 (22.9) (1.9)
高齢者問題	34,597	4.6	38,246	4.9
障害のある人に関する問題	111,622	14.8	111,373	14.4
同和問題	21,043	2.8	21,263	2.8
アイヌの人々に関する問題			891	0.1
国際化に伴う人権問題 (外国人)	33,898	4.5	26,742 (11,295)	3.5 (1.5)
HIV感染者・HIV患者等問題			6,093	0.8
犯罪被害者等に関する問題			4,434	0.6
差別問題一般	71,492	9.5	72,119	9.3
戦争・平和	99,848	13.2	104,022	13.5
環境問題	48,896	6.5	49,600	6.4
プライバシー問題	8,877	1.2	8,694	1.1
その他	109,412	14.5	96,787	12.5
合計	755,390	100.0	773,178	100.0

- 1 平成17年度から、「内容」の大項目に「子どもに関する問題」、「アイヌの人々に関する問題」、「HIV感染者・ハンセン病患者等問題」、「犯罪被害者等に関する問題」の4項目を追加。
また、小項目に(男女共同参画)、(いじめ)、(児童虐待)、(外国人)の4項目を追加し、それぞれの内数として表記。
- 2 平成16年度以前の「子どもに関する問題」に当たる部分はすべて(いじめ)に分類し、「アイヌの人々に関する問題」、「HIV感染者・ハンセン病患者等問題」、「犯罪被害者等に関する問題」の3項目に当たる部分については、「その他」に分類。

2. 評価結果

1 人権啓発活動ネットワーク(達成目標1)について

全市町村数に占める参加市町村数の割合を比較すると、平成16年度末では70.6%だったものが平成17年度末には82.1%に上昇しており、人権啓発活動ネットワークが拡充されたと評価することができる。

2 全国中学生人権作文コンテスト(達成目標2)について

全中学生数に対する応募者数の割合は21.2%であり、前年度の20.5%を上回っている。また、全中学校数に対する応募中学校数の割合は51.1%であり、前年度の47.6%を上回っており、全国中学生人権作文コンテストの参加者がより多くなったと評価することができる。

以上の結果、人権啓発活動ネットワークの整備が着実に進捗することにより、国や地方公共団体等が連携協力して行う啓発事業が充実するとともに、昨年度以上に多くの中学生に、人権について理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けてもらうよい機会を提供することができ、本施策は人権の尊重に対する理解を深めるために有効であったと認められる。

見直しの有無

特になし

学識経験を

有する者の 知見の活用 備考	該当なし
----------------------	------

平成 17 年度実績評価実施結果報告書

政策所管部局	大臣官房司法法制部		
施策等の名称	総合法律支援体制の整備について		
目 標	基本目標		
	<p>民事・刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現するための体制を整備する。</p> <p style="text-align: center;">【基準年次：平成 17 年度 評価総括年次：平成 18 年度】</p>		
	達成目標		
	日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）の平成 18 年度中の設立・業務開始に向けた体制を整備する。		
	指標 1	支援センター地方事務所の設立準備を支援することを目的とした地方準備チームの設置数	目標値等
指標 2	既存の相談窓口を有する機関・団体との連携・協力関係を構築するための地方協議会の開催回数	目標値等	地方裁判所管轄単位で各 1 回
基本的考え方	<p>1. 課題・ニーズ</p> <p>近年、我が国社会において進められている行政改革を始めとする社会経済の構造改革の目的は、社会の複雑・多様化、国際化等がより一層進展する中で、明確なルールと自己責任原則に貫かれた事後監視・救済型社会への転換を図り、自由かつ公正な社会を実現していくことにあるところ、これに伴って、司法的紛争解決に対する国民のニーズはより一層高まり、司法の役割の重要性も一段と高まっている。</p> <p>しかし、現状においては、司法的紛争解決に至る様々な過程で、司法に対するアクセス障害が生じていることが指摘されており、具体的には、法的な紛争解決に関する情報が容易に入手できない、身近に弁護士等の法律専門家がないため相談できない、経済的事情から弁護士等の法律専門家に依頼することができないなどの理由から、司法制度を利用した紛争解決をあきらめ、いわば泣き寝入りしている国民が少なくないと言われている。</p> <p>2. 目的・意図（当該施策の必要性）</p> <p>このような背景の下、裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに弁護士、弁護士法人及び隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援（以下「総合法律支援」という。）の実施及び体制の整備を行うことを目的とした総合法律支援法（平成 16 年法律第 74 号。以下「法」という。）が、平成 16 年</p>		

の通常国会において成立した。

法においては、総合法律支援の実施及び体制の整備に関する施策を総合的に策定し、実施することを国の責務とするとともに、その中核となる日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）を新たに設け、この支援センターが、既存の各種相談窓口や弁護士会、裁判外紛争解決機関等と連携・協力を図りつつ、

法による紛争解決制度の有効な利用に資する情報提供の充実強化の業務

民事法律扶助事業関係の業務

国選弁護人の選任に関する業務

いわゆる司法過疎地域における法律事務に関する業務

犯罪被害者の支援に関する業務

等の業務を一体的に行うこととしている。

また、法においては、支援センターの設立に関する規定について、公布の日（平成16年6月2日）から起算して2年を超えない範囲内（附則第1条第1号）、具体的な業務遂行に関する規定について、公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内（附則第1条第2号）において、それぞれ政令で定める日から施行するものとしている。

したがって、遅くとも平成18年度には支援センターが設立及び業務を開始することから、平成17年度を中心に支援センターの業務運営に関する所要の準備作業を進め、支援センターの設立及び業務開始に必要な体制を整備することが必要不可欠である。

3．当該施策の実施方法

支援センターの設立及び業務開始に必要な体制を整備するため、支援センター地方事務所の設立準備を支援することを目的とした地方準備チーム（以下「地方準備会」という）を全国の地方裁判所本庁所在地に設置し、また、既存の相談窓口を有する機関・団体との連携・協力関係を構築するための地方協議会を全国の地方裁判所管轄単位で開催する。

4．基本目標と達成目標・指標の関係

基本目標である「民事・刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現するための体制を整備する」を達成するためには、達成目標である「支援センターの平成18年度中の設立・業務開始に向けた体制を整備する」ことが必要である。そして、支援センターの業務が、その性質上地域に密着したものとなることを考えると、支援センターの設立・業務開始に向けた体制整備に当たっては、地方の実情を支援センターの設立準備作業に的確に反映させるとともに、地方の関係機関等の支援を受けることが必要な作業を円滑に遂行するために、各地で司法を担う立場にある者を中心とした地方準備会を設け、準備作業の

	<p>支援を行うことが必要かつ効果的であるので、「支援センター地方事務所の設立準備を支援することを目的とした地方準備チームの設置数」を指標として採用した。また、支援センターは、法的紛争に関する相談窓口として、裁判その他の法による紛争解決のための制度の有効な利用に資する情報及び資料並びに弁護士などの法律専門家及び法律専門家団体などの業務等の活動に関する情報及び資料を収集、整理し、一般の利用に供し又は個別の依頼に応じて提供する業務を行うものであるが、そのためには、支援センターの設立・業務開始前の制度設計の段階から既存の相談窓口を有する機関・団体との連携・協力関係を構築することが必要であるので、「既存の相談窓口を有する機関・団体との連携・協力関係を構築するための地方協議会の開催回数」を指標として採用した。</p>
<p>目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因</p>	<p>特になし</p>
<p>測定方法等</p>	<p>1. 測定時期：平成18年3月31日</p> <hr/> <p>2. 測定方法等</p> <p>(1) 支援センターの地方事務所の設置が予定されている地方裁判所本庁所在地50か所に地方準備会を設置することを目標とし、その設置数を測定した。</p> <p>(2) 各地域の隣接法律専門職者団体，地方公共団体，報道機関，消費者団体等の意見を支援センターの業務運営に反映するための地方協議会を，支援センター地方事務所の設置が予定されている地方裁判所管轄単位で各1回は開催することを目標とし，その開催数を測定した。</p>
<p>評価の内容</p>	<p>1. 平成17年度に講じた施策（実施状況）</p> <p>(1) 地方準備チームの設置数（指標1）について</p> <p>平成16年9月，日本弁護士連合会，財団法人法律扶助協会，日本司法書士会連合会，裁判所，検察庁，法務局に対し，地方準備会の委員及び作業担当者の推薦を依頼し，同年11月，全国の地方裁判所本庁所在地50か所に同準備会を設置するとともに，同年11月から12月に第1回の会合を各地で開催した。</p> <p>各地方準備会においては，平成17年度にかけて，地方協議会の開催，既存相談窓口の調査・把握，支援センター地方事務所の具体的設置場所の検討，司法過疎地域等に関する意見交換，広報活動等の各種準備作業を行い，支援センター地方事務所の設立及び業務開始に向けた体制の整備を推進した。</p> <p>また，都道府県等に対しても，地方準備会への参画を積極的に依頼し，地域を挙げた支援センター設立・業務開始に向けた体制の整備に努めた。</p>

(2) 地方協議会の開催（指標 2）について

平成 17 年 3 月に福岡以外の高裁所在地において、平成 17 年 5 月に福岡、同年 7 月及び 9 月に高裁所在地以外の 42 地域において、それぞれ 1 回目の地方協議会を開催した。

さらに、平成 18 年 2 月及び 3 月に、全国 50 地域において 2 回目の地方協議会を開催した。

2. 評価結果

(1) 地方準備チームの設置数（指標 1）について

平成 16 年 11 月以降、全国の地方裁判所本庁所在地がある 50 か所において地方準備会を設置し、100% 目標を達成した。

(2) 地方協議会の開催（指標 2）について

平成 17 年 3 月から同 18 年 3 月までに全国 50 地域において各 2 回、計 100 回の協議会を開催し、100% 目標を達成し、回数については、当初目標の 2 倍に達した。

(3) 達成目標に関する総括について

両指標ともその目標を達成し、支援センターが全国各地において業務を遂行していくに必要不可欠な地方の実情を反映する連携・協力体制の構築を図るとともに、法務本省においても、中央レベルによる関係機関・団体との協議・調整を重ね、支援センターの平成 18 年度の設立・業務開始に向けた各種準備作業を鋭意進めてきたところであり、支援センターの設立・業務開始を含めた平成 17 年度における総合法律支援体制の整備は十分に図られたものと評価でき、本施策に対しては有効であったといえる。

なお、支援センターは、平成 18 年 4 月 10 日に設立し、同年 10 月に業務を開始することとしている。

見直しの有無	特になし
学識経験を有する者の知見の活用	
備考	